

<報道発表資料>

.....
カテゴリー:募集

令和4年3月30日

若者の海外留学を応援！「埼玉発世界行き」奨学生を募集

—低所得世帯等の学生への特例制度を新設—

公益財団法人埼玉県国際交流協会が運営する「埼玉発世界行き」奨学金は、海外へ挑戦する志高い若者を対象とした給付型の奨学金です。

「一般奨学金」については従来どおり3コースを、寄附者（企業・団体・個人）の意向を反映し応援する対象者を明確にした「冠奨学金」については、昨年度から10コース増の21コースを設定することができました。

また、海外留学を目指す若者が経済的な理由により留学先の大学等へ出願できず、夢を断念することのないよう、低所得世帯等の学生向けに奨学金を手厚くする特例制度を新たに設けます。

令和4年4月4日（月）から募集を開始します。皆様の御応募をお待ちしています。

●概要

1 一般奨学金

	学位取得コース	地域活躍コース	高校生留学コース
対象	令和4年度中に海外の大学・大学院へ学位取得を目的とした留学を開始又は留学中の方	令和4年度中に1か月以上（理系学生は2週間以上）の海外体験活動をする大学・大学院・短期大学に在籍する方 出発前又は帰国後に県内の企業又は団体でのインターンシップに参加する方	令和4年度中に海外の高等学校に3か月以上の留学（学校長の許可が必要）を開始する高等学校（特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含む）に在籍する方
奨学金額	100万円※	20万円※	50万円
定員	10人	50人	30人
選考方法	書類・面接	書類	書類

※低所得世帯等の学生に係る応募の特例あり（下記3を参照）

2 冠奨学金

寄附者（企業・団体・個人）の意向を反映し、応援する対象者を明確にした奨学金 全 21 コース。概要は別紙のとおりです。

3 低所得世帯等の学生に係る応募の特例【新設】

(1) 制度の趣旨

海外留学を目指す若者が家庭の経済的な理由により留学先の大学等へ出願できず、海外留学を断念することのないよう、令和 4 年度から新たに低所得世帯等の学生にかかる特例制度を設けました。

(2) 対象者

- 生活保護世帯出身者
- 市町村民税非課税者
- 母子及び父子並びに寡婦福祉資金借受者
- 児童養護施設等出身者

なお、学位取得コースで特例の適用を受ける場合は高等学校（専修学校高等課程及び高等学校に相当する学校を含む）の卒業後 3 年以内の方に限りません。

(3) 特例の内容

ア 奨学金の給付額を増額

- 学位取得コースの奨学金の給付額を 100 万円から **200 万円に増額**
- 地域活躍コースの奨学金の給付額を 20 万円から **100 万円に増額**

イ 応募時期の前倒し

留学を開始する年度の 1 年前から応募できます。

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の間に海外の大学又は大学院へ学位取得のための留学を開始する場合も対象となります。

ウ 奨学金受給資格証明書の交付

奨学生内定後、留学希望先等への出願時に、当奨学金の受給資格を有することを証明する書類を発行することができます。

4 スケジュール

- (1) 募集期間：令和 4 年 4 月 4 日（月）～5 月 20 日（金）
- (2) 書類・面接選考：6 月下旬
- (3) 結果通知：7 月中旬

詳細は、募集要項をご覧ください。

「<https://www.ggsaitama.jp/for-japanese/studying-abroad/>」



5 問合せ先

(公財)埼玉県国際交流協会 グローバル人材育成センター埼玉

担当 廣瀬・福田 電話 048-833-2995

●参考情報

1 「埼玉発世界行き」奨学金について

埼玉県では、平成 23～28 年の 6 年間、若者の海外留学を支援してきました。平成 29 年度からは、(公財)埼玉県国際交流協会が新たに設置した「埼玉グローバル人材活躍基金」により、官民が連携して海外留学を志す若者を支援し、これまでに累計 2,059 人に奨学金を支給しました(令和 4 年 2 月末現在)。

2 「埼玉発世界行き」冠奨学金について

「埼玉グローバル人材活躍基金」に 50 万円以上の御寄附(※)をいただいた企業や団体の名称等を冠した奨学金を設立することができます。

※別途、奨学生 1 人あたり 5 万円の事務費が必要です。